第２　介護保険法施行令の一部改正
　１　地域支援事業の額に関する事項
　　平成三十年度以後の各年度の介護保険法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額に、当該年度の各市町村における同条第二項第七号に掲げる事業に要する費用の額として厚生労働大臣が認める額を追加する。（第三十七条の十三第七項、第八項関係）
　２　その他所要の改正を行う。
第３　厚生労働省組織令の一部改正
　１　医療経営支援課の所掌事務に関する事項
　　医療経営支援課の所掌事務に、独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号に規定する業務に関することを追加する。（第三十四条第十四号関係）
　２　老人保健課の所掌事務に関する事項
　　老人保健課の所掌事務に、社会保険診療報酬支払基金の行う介護保険法第百六十条第二項各号に掲げる業務に関することを追加する。（第百十七条第八号関係）
　３　その他所要の改正を行う。
第４　施行期日
　この政令は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第五号及び第六号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六十九号）（厚生労働省）
１　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療特別手当等の額の改定を行う。（本則関係）
２　施行期日等
⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項～第四項関係）

◇独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（政令第七十号）（厚生労働省）
１　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行う。（本則関係）
２　施行期日等
⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項～第四項関係）

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第七十一号）（厚生労働省）
１　定期の予防接種を行うＡ類疾病としてＲＳウイルス感染症を定めるとともに、その対象者を妊娠二十八週から妊娠三十七週に至るまでの間にある者とする。（第一条、第三条関係）
２　予防接種法による医療手当等の額の改定を行う。（第十一条～第十三条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十四条、第二十六条関係）
３　施行期日等
⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項～第四項関係）

◇新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第七十二号）（厚生労働省）
１　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行う。（第三条～第五条、第八条、第十二条関係）
２　施行期日等
⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項～第四項関係）

◇児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第七十三号）（こども家庭庁）
　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十月一日とする。

◇児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第七十四号）（こども家庭庁）
第１　児童福祉法施行令の一部改正
　児童福祉法第三十四条の二十二第四項第二号において、一時保護を適正に行うことができる者としての登録を受けることができない事由として、一定の法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当することが規定されているところ、当該一定の法律のうち政令で定めることとされている法律について、次のとおり定める。（第三十五条の六関係）
　１　生活保護法
　２　社会福祉法
　３　社会福祉士及び介護福祉士法
　４　介護保険法
　５　児童虐待の防止等に関する法律
　６　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
　７　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
　８　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
　９　子ども・子育て支援法
　10　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
第２　地方自治法施行令の一部改正
　１　都道府県が処理することとされている登録一時保護委託者の登録に関する事務等について、中核市に移譲せず都道府県に留保するよう所要の整備を行う。（第百七十四条の四十九の二第一項関係）
　２　その他所要の改正を行う。
第３　施行期日
　この政令は、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第七十五号）（厚生労働省）
第１　国民年金法施行令の一部改正
　１　二十歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金と他の公的年金との併給限度額を改定する。（第五条の二関係）
　２　令和八年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率等を改定する。（第十条第一項関係）
第２　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正
　令和八年度における国民年金法による老齢福祉年金の一部支給停止額等を改定する。（第五十二条第二項、第九十四条、第百十七条、第百三十六条第一項関係）
第３　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正
　令和八年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率、国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率等を改定する。（第一条、第二条、第四条～第六条、別表第一～別表第三関係）
第４　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正
　令和八年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定する。（附則別表、別表関係）
第５　関係政令の一部改正
　その他関係政令について所要の規定の整備を行う。
第６　施行期日等
　１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）
　２　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条～第七条関係）

◇恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令（政令第七十六号）（総務省）
第１　恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正
　１　令和八年度における恩給改定率を一・〇六七と定めること。（第一条関係）
　２　扶助料等の年額に係る加算額に加算する額を定めること。（第二条関係）